

確認は4月1日から
市役所と3支所で



土地・家屋の縦覧と閲覧

今年も評価替えの年

土地・家屋の「価格等縦覧帳簿」の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。今年も、評価替えの基準年度です。

縦覧帳簿の縦覧
縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

日時 4月1日(水)～30日(木)の執務時間内
会場 市役所資産課、大胡・宮城・粕川の支所(各支所は管内の土地・家屋のみ)
対象 納税者、納税者と同一世帯の親族、納税管理人、納税者からの委任を受けた人(委任状が必要)など
用意する物 運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物
課税台帳の閲覧
納税義務者が固定資産課税台帳に自分の資産が記載された部分を確認するために行います。借地・借家人もその対象資産に関する部分を閲覧できます。閲覧は有料ですが、納税義務者に限り次の期間中は無料です。

小規模の修繕工事

契約希望者は登録を

来年度以降に本市が発注する小規模修繕工事契約希望者の随時受け付けを始めます。登録をしていない法人や個人事業者の人は申請してください。登録すると、建設工事競争入札参加資格の認定を受けていない場合でも、金額が50万円以下の簡易な修繕工事などの業者選定対象になります。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

工事内容=大工・左官・屋根・タイル・ブロック・石・ガラス・錠・鍵・畳・空調設備・ガス設備・電気設備などの修繕や工事
案内の配布=3月2日(月)から市役所契約課や東部建設事務所で。本市ホームページからダウンロードもできます
申し込み=4月1日(水)から市役所契約課(☎898-6288)へ直接

縦覧や閲覧については
資産課税 ☎898-6216
審査の申し出については
市民課 ☎898-6210

縦覧や閲覧について
縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧帳簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

日時 4月1日(水)～30日(木)の執務時間内
会場 市役所資産課、大胡・宮城・粕川の支所(各支所では管内の土地・家屋のみ)
対象 納税義務者、納税義務者と同一世帯の親族、納税管理人、借地・借家人(賃貸借契約書など有償による権利関係を示す書類が必要)、納税義務者などからの委任を受けた人(委任状が必要)など
用意する物 運転免許証や納税通知書など本人を確認できる物
課税明細書の活用
4月中旬に発送する納税通知書に添付する課税明細書(課税資産の内訳書)は、課税台帳と同じ記載内容です。

宅地の標準的な価格の閲覧
標準宅地の位置、価格を記載した書面を閲覧できます。来年度の

縦覧や閲覧については
縦覧や閲覧については
資産課税 ☎898-6216
審査の申し出については
市民課 ☎898-6210

縦覧や閲覧について
縦覧は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。また、納税通知書の記載事項(価格を除くもの)に不服のある場合は、市長に対して異議申し立てもできます。なお、審査の申し出と異議申し立ての期間は、いずれも固定資産の価格などすべてを登録した旨を公示した日(4月1日)から納税通知書を受け取った日の翌日以降60日以内です。

縦覧や閲覧については
縦覧や閲覧については
資産課税 ☎898-6216
審査の申し出については
市民課 ☎898-6210

事務室の移転や業務の見直し

組織の機構改革に伴い、総合福祉会館1階の障害福祉課や市役所2階の児童家庭課などは市保健所・市保健センター(朝日町三丁目)へ移転。また、大胡・宮城・粕川の各支所は産業課業務の見直しをします。

- 移転**
 - 障害福祉課**
総合福祉会館から3月30日(月)に市保健所1階へ移転。これに伴い、障害者手帳の交付申請などの福祉関係の手続きは、市保健所で行います。
 - 児童家庭課**
市役所2階から3月30日(月)に市保健センター2階へ移転し、こども課と保育課に再編します。なお、児童手当の申請、保育所(園)の入所などは引き続き市役所2階でも受け付けを行います。
 - 商工振興課**
市役所6階から3月30日(月)に前橋プラザ元気21へ移転。なお、商工部は商工観光部となり、現在の商工振興課とにぎわい観光課は、にぎわい商業課・工業課・観光課に再編。にぎわい商業課と工業課は前橋プラザ元気21の1階へ、観光課は旧ウオーク館の1階へ移転します。
- 業務の見直し**
 - 大胡・宮城・粕川支所**
3支所の産業課の業務を見直します。商工関係は、にぎわい商業課や観光課などへ。農政関係は、農林課や農村整備課などに業務を引き継ぎます。住民サービスの低下を招かないよう各支所の総務課に産業担当を配置。本庁担当課への各種事務の取り次ぎを行います。各支所の体制は総務課・市民サービス課・税務課の3課体制となります。



※市保健所へのバスアクセス
永井バス(前橋公園～東大室町)・群馬中央バス(前橋公園～伊勢崎駅前)・日本中央バス(前橋公園～広瀬・東善)で朝日町下車、または日本中央バス(県庁前～石関町南)で保健センター入口下車

問い合わせは 行政管理課 ☎898-6537

3月22日から4月12日の日曜に窓口開設

各手続きにご利用ください

| 開設する日曜窓口 | | |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| 開設窓口 | 取り扱い業務 | 問い合わせ |
| 市民課 | ・転入・転出・転居届、印鑑登録などの受け付け ・住民票の写し、戸籍に関する証明書、印鑑登録証明書などの発行 ・戸籍に関する届けの受領 ・国民健康保険の届け出 ・外国人登録に関する届けの受け付け ・住民基本台帳カードの発行など | ☎898-6106 |
| 国保年金課 | ・国民健康保険に関する相談 ・保険証の再交付 ・退職者医療制度加入手続き ・後期高齢者の届け出、各種受け付けなどの手続き ・子ども医療費等福祉医療費支給手続き ・国民年金に関する手続きなど | ☎898-6250 ☎898-6253 ☎898-6254 |
| 児童家庭課 | ・児童手当、児童扶養手当の受給申請 ・保育所の入所手続きなど | ☎898-6277 |
| 学校教育課 (3月29日、4月5日のみ) | ・小中学校の転校手続きなど(学校へは翌日の月曜に書類を提出) | ☎898-5812 |
| 大胡支所 (市民サービス課) (3月29日、4月5日のみ) | ・市民課取り扱い業務 ・国保年金課取り扱い業務 ・学校教育課取り扱い業務 | ☎283-0002 |
| 城南支所 (3月29日のみ) | ・市民課取り扱い業務(印鑑登録申請の受け付け、外国人登録業務、戸籍届け出の一部、住民基本台帳カードの発行などを除く) ・国保年金課取り扱い業務の一部 ・児童手当の受給申請 ・税の収納 | ☎268-2111 |

3月22日から4月12日までの日曜日に市役所市民課や大胡・城南支所で窓口を開設。転入・転出など住所異動のほか、国保年金、児童手当などの手続きができます。平日に来庁できない人は利用してください。ただし、税証明は発行しません。なお、大胡・城南支所で一部の業務は期日が限られていますので、ご注意ください。
日時 = 3月22日・29日・4月5日・12日(日)、午前8時30分～午後5時15分
開設窓口・業務・問い合わせ = 右表のとおり